

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～

No.090 (不定期刊)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎

2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職



チャイナマネーが香港株を下支え？

7月初旬、香港のハンセン指数がじわり戻りを試す展開が見られた。6月は24,000～25,000pt 近辺で売り買いが交錯していたが、7月に入り 26,000pt 台を回復。同6日には一時 26,453pt まで買われ、3月の大幅下落で開けたチャート上の窓 (3/6 安値: 26,084～3/10 高値: 25,578pt) を埋め、約4カ月ぶりの高値を付けた。その中で目立つのは、中国からの投資資金の増加。特に、6月30日に公布・施行された「香港国家安全維持法」の前後でその動きが顕著だ。

★ ★ ★ ★ ★

中国と香港市場の相互取引制度であるストックコネクト。このうち、通称“サウスバウンド”と呼ばれる「中国⇒香港」投資が注目されている。6月8日以降は売り越しの日がなく、資金が継続的に流入中。直近では買越額が50億香港ドルを超える日も珍しくない。香港市場(メインボード)の売買代金に占める比率は、今年4月以降は15～20%程度の日が多かったが、7月7日と13日は25%超。“チャイナマネー”の存在感が日に日に高まっている。

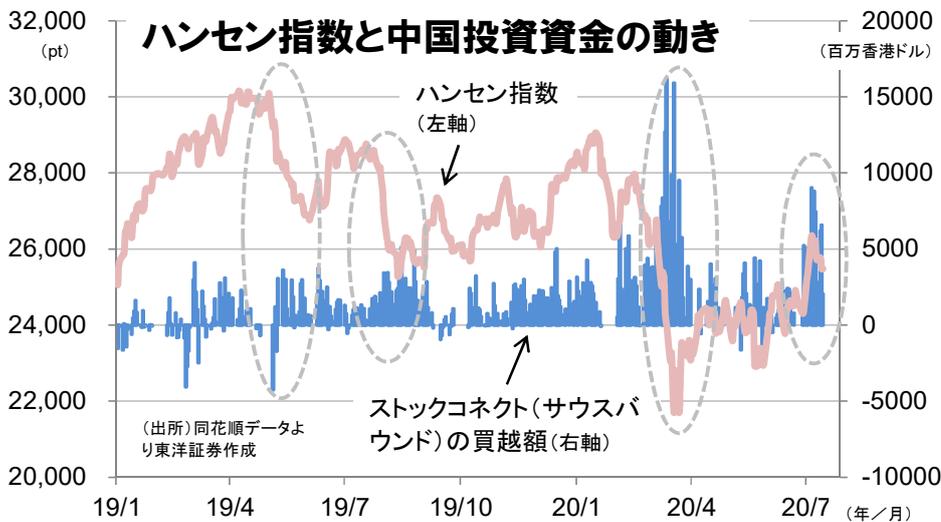
さて、これまでは「指数の下落局面でサウスバウンドの買越額が増える」ことが多かった(下部グラフ参照)。「下値をうまく拾う」という中国の投資家

のしたたかな動きとでも言えようか。だが、7月初旬は買越額の増加と指数の上昇局面が一致していたように見える。これをもって「チャイナマネーが香港株を買い支えている」と言うのはいささか単純だが、状況証拠の一つにはなるだろう。

彼らの主な投資対象を売買代金で見ると、SMIC (00981)、テンセント (00700)、小米集団(シャオミ、01810)、美团点评(メイトゥアン、03690)など。7月15日は中国株の各指数が軒並み安となったが、ハンセン指数は0.01%高(3.69pt 高)と小反発した。その背景には、指数構成比率が大きいテンセントが3.43%上昇し、指数を約100pt押し上げたことがある。同銘柄の売買代金は約119億香港ドルだったが、そのうち約29%をサウスバウンドの投資資金が占めた。指数に影響力が大きい銘柄を中国の投資資金が買い進め、指数を後押しする——。意図的かどうかは分からないが、結果的にこのような流れとなった。

★ ★ ★ ★ ★

前述の法律施行を受け、香港の金融センターとしての地位低下やビジネス環境の悪化、海外への資産逃避など懸念の声が絶えない。中国側はそれらを一蹴しているものの、「海外勢の香港株売り」という万が一の事態に備えて、直接・間接的に中国の投資家に香港投資を促しているのではないかと。6月29日に唐突に明らかになった「越境理財通(中国・香港・マカオでの金融商品の相互取引)構想も、香港住民の不満や金融市場の不安を和らげる狙いがあったのではないかと。こんな見方も浮上するほどだ。様々な思惑がマーケットを動かしている。



文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 7 月 17 日
審査部審査済